特定農林水産物等登録簿

	村 足 展 怀 小 座 物 寺 岔 越 得			
登録番号第	70 号	登録年月日	平成 30 年 12 月 27 日 (2018 年 12 月 27 日)	
申請番号第	92 号	申請年月日	平成 28 年 10 月 17 日 (2016 年 10 月 17 日)	
特定農林水産物等の 区分		第二類 野菜類 ブロッコリー		
特定農林水産物等の名称	大 大	大山 ブロッコリー、Daisen Broccoli		
特定農林水産物等位生産地			山町、日吉津村、南部町、伯耆町)、日野郡(日 府町)、米子市	
特定農林水産物等的特性	コ徹エ間屋で市国名名	一しミ通場る村数屋の質な市心県全のでででを鳥別の市の質な市心県全口でであるででである。	リー」は、昭和 44 年に西日本におけるブロッてけとして生産が開始されて良さ出れてはおけるが明めたで、産生ののとはは、年ののののののののののののののののののののののののののののののののの	
特定農林水産物等(生産の方法	• 毎年	三、予想される	5 気象状況や生産地域での栽培適性等に合わせ ぶ地域内で試験栽培し選定した品種のみを用い	
	【す・・・ 【・ 【・ 作る初月秋月植10促収気約終穫記収ッ作る初月秋月植10促収気約終穫記収ッ	とど旬ど旬本あを・の℃るた時時リもりにりに数た図選低以。も間に一あ栽定栽定】りる別い下たの帯断にる培植培植(約)】、にだと以熱水。:、:、 4,。 夜なし同外シを。:、: 1479	明は目安であり、その年の気象条件により変動 月中旬から2月中旬に播種、3月中旬から4 月上旬から7月上旬に収穫。 7月上旬から8月下旬に播種、8月上旬から10 月下旬から4月下旬に収穫。 00株の疎植とする(風通しの確保及び光合成の 10時期9時(気温の低い時期)までに関帯により、上記の時間帯により、下により、可能といるには収穫を冷蔵品温を下げることが可能とする。 一とあっても収穫で下げる。 一とする。 一とする。 一とする。 一とする。 一とする。 一とする。 一とで収穫物をでで、作業場へ持ち帰った の有無を確認したうえで、作業場へ持ち帰った	

ブロッコリーを品温が低いうちに出荷ダンボールの内側にセットした鮮度保持袋(MA包装等)に箱詰を行う。

(3) 出荷方法

真空予冷(約5 $^{\circ}$ 、20分間)の後、3月頃から12月上旬頃までは冷蔵輸送(約5 $^{\circ}$)、12月中旬頃から2月下旬頃までは保冷輸送(約2 $^{\circ}$)により出荷を行う。

(4) 最終製品としての形態

「大山ブロッコリー」の最終製品としての形態は、青果 (ブロッコリー) である。

特定農林水産物等の 特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 生産地である大山山麓地域は、大山の火山活動により水はけがよく有機質に富んだ黒ぼく土や砂壌土が広範囲に広がっている。加えて、年平均気温が約15℃で昼夜の平均温度差が約8℃と、ブロッコリー生産に適した栽培環境となっている。沿岸部の平たん地から準高冷地(標高600メートル)の立地条件を活かし、冷涼期は平たん地、高温期は準高冷地を中心に栽培しており、高品質なブロッコリーをリレー出荷できる環境となっている。

そのような地理的条件に加え、高品質なブロッコリー生産を実現できる栽培方法・管理手法について、地域一体となって研究を重ねるとともに、栽培開始期から栽培講習会を継続的に実施し、地域の生産者の技術を高めてきた。収量より食味や安全・安心であることを重視し、日々の営農指導や作期ごとに数回開催される目合わせ会等の実施、圃場管理台帳の作成義務づけによる種間の表現時間のでは、組合独自の農業生産行程管理チェックシートの作成など、長年のブロッコリー生産により確立された手り、沿った厳しい目線での栽培管理を地域で徹底することにより、他産地の産品とは区別される社会的評価を有するに至っている。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績 生産地におけるブロッコリーの栽培は、西日本におけるブロッコリー産地の先駆けとして昭和 44 年に大山町中山地域(旧中山町)で水田転作として開始された。当時、国内において食文化の欧米化とともに、緑色の花野菜が注目され始めたこともあり、積極的に産地育成に取り組み、県西部地域での栽培が普及した。

25年前の平成2年の販売量は1,057tであったが、平成27年には4,120tとなり、販売量は拡大している。「大山ブロッコリー」の主な生産地である大山町における作付面積は平成27年現在376haとなっており、全国第3位、西日本第1位となっている。それに加え、食味の良さ、鮮度の良さ、地域として徹底した品質管理の実施、ほぼ年間を通じた市場への安定供給等を継続することにより、生産開始以来、全国有数のブロッコリー産地としての評価を確立している。

規則第6条第2項各 号に掲げる事項 第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無:該当する 商標権者の氏名又は名称:鳥取西部農業協同組合 登録商標:大山ブロッコリー (だいせんぶろっこりー) 指定商品又は指定役務:第 31 類 鳥取県西伯郡大山町及びその 周辺の大山山麓 (鳥取県西伯郡日吉津村・南部町・伯耆町、同県 日野郡日南町・日野町・江府町、同県米子市及び同県境港市)で 生産されたブロッコリー

備考 変更履歴

【変更年月日:令和4年10月12日】 (2022年10月12日)

・登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)組合長 谷本 晴美(変更後)組合長 中西 広則